

## 令和8年度嘉手納町障害者優先調達推進方針

### 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

### 2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)で使用する用語の例による。

### 3 適用範囲

本方針の適用範囲は、嘉手納町が発注する物品又は役務(以下「物品等」という。)の調達とする。

### 4 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、嘉手納町内に事業所を有する次の施設等とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、本方針の対象施設等とすることができる。

#### (1) 障害者総合支援法に基づく施設等

- ア 就労継続支援事業所(A型、B型)
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設に限る)
- オ 地域活動支援センター

#### (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく助成を受けている小規模作業所

#### (3) 障害者優先調達推進法の政令(平成25年政令第22号)に基づく施設

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
- イ 次の全ての要件を満たす重度障害者多数雇用事業所
  - ①障害者の雇用数が5人以上
  - ②障害者の割合が従業者の20%以上
  - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

#### (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

### 5 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

### 6 担当窓口

本方針の担当窓口は、福祉課(以下「担当課」という。)とする。

## 7 調達推進方法

- (1) 担当課は、年度ごとに、前年度の調達実績等を勘案し、当該年度において調達する物品等についての目標を設定する。
- (2) 障害者就労支援施設等からの物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約を執行するなど、円滑な調達の推進に努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等から供給可能な物品等については、担当課が当該施設等からの情報をもとに、関係機関及び各課等へ情報提供する。

## 8 共同窓口の活用

物品等の共同受注、共同発注調整にあたっては、一般財団法人沖縄県セルプセンターを活用するとともに、嘉手納町内に事業所を有する施設等との共同窓口をはかるものとする。

## 9 調達方針、調達実績及び障害者就労施設等から供給可能な物品等の公表

- (1) 担当課は、調達方針を策定又は改正したときは公表する。
- (2) 担当課は、会計年度ごとの調達実績を公表する。
- (3) 担当課は、嘉手納町内に事業所を有する障害者就労施設等から供給可能な物品等に関する情報を公表する。

## 10 調達の目標

前年度の調達実績（件数又は金額）を上回ることを目標とする。

### 附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。